

議案第48号

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が別に定めるものに限る。）をいう」に改める。

附則第17項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他

市長がこれに準ずると認める作業」を「1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの）」に、「4,000円）」を「4,000円）」を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が別に定める額」に改める。

（新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部改正）

第2条 新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例（昭和26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が別に定めるものに限る。）をいう）」に改める。

附則第4項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務）」を「1,500円（緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの）」に、「4,000円）」を「4,000円）」を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が別に定める額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業手当等の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等対策業務に係る防疫作業手当等の特例を設けるため、本案を提出する。